

第16回 道路高架下等利用計画検討会会議録	
日 時	平成27年7月13日（月）14時15分～15時05分
開催場所	松村ビル別館 5階 502会議室
出席者	<p><b>(検討会委員)</b> 西田由紀子会長、川島清嘉委員、今野直子委員、杉田義朗委員</p> <p><b>(横浜市)</b> <b>事務局</b> 松尾計画調整部長、石井企画課計画調整担当課長 中村企画課計画調整担当係長、今村企画課員、中村企画課員</p> <p><b>関連部署</b> <b>道路局</b> 坪井管理課長、山下管理課占用係長</p>
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者1人）
議 題	<p>1 西区高島二丁目所在地の適地・利用計画の検討について</p> <p>2 占用入札制度の導入に伴う高架下等利用計画検討会の事務について</p>
決定事項	1 西区高島二丁目所在地は、利用用途を指定せず、隣接地権者の提案を受け付けることとした。
議 事	<p>1 西区高島二丁目所在地の適地・利用計画の検討について</p> <p>(西田会長) 西区高島二丁目所在地について説明してください。</p> <p>(事務局) <b>資料1の西区高島二丁目所在地について説明。</b></p> <p>(西田会長) 事務局の説明に対してご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(杉田委員) 接道状況から公募を行わないとなっていますが、今回のように私道に接道する場合は今後も公募を行わないということでしょうか。</p> <p>(事務局) 個々の案件ごとに判断していくことになりますが、一般的には、私道のみで接道している場合は、公募には適さないと思われます。</p> <p>(川島委員) 当該地は入口が狭く、電車で衝突・歩行者との接触などの事故が考えられ、見るからに今まで活用してきた土地と違うので、安全性は大丈夫かという気がしますが、安全対策についてどのように考えていますか。</p> <p>(事務局) 利用者は利用内容に応じた適切な安全対策を行う必要があります。</p> <p>(川島委員) 現在、隣にはコインパーキングなどがありますが、ここの踏切はかなり頻繁に電車が通っているので、踏切を通過する交通量が増えるのであれば利用計画として適さないと思いますが、現状と比べて増えるのでしょうか。</p>

(事務局) 今回の活用候補地に隣接している民地には、現在、時間貸駐車場や月極駐車場を合わせて15台の駐車スペースがあります。今後の利用について、隣接地権者は所有地内の駐車台数を減らして別の事業にお使いになるため、この活用候補地を駐車場として活用しても、今までよりも駐車台数は減ると聞いています。

(西田会長) 今回は接道状況から公募を行わないということですが、公益性や公共性について、事務局はどのようにお考えですか。

(事務局) 道路という公の財産を活用するため、なるべく公益性や公共性が確保された形で利用されるのが望ましいと思いますが、一方で財産を有効活用して占用料収入を確保することも求められていますので、その両方の側面から検討していただきたいと思います。

(西田会長) 接道の状況から公募を行わない事案となっていますが、事業計画において公共性や公益性を確保する認識を持って審議していきます。そこで、今後、事業計画が変わってしまい、当初の提案内容と異なる利用をされることはないか確認したいのですが。

(事務局) 占用許可については本検討会で審議した利用計画に基づく提案書の内容により、占用許可をしますので、提案書と異なる利用をされることはありません。

(杉田委員) すぐ脇には線路があり、その境にはコンクリートの簡易な柵しかありません。その柵では線路が守れないので、ふつうの道路との境界にあるような柵が必要かと思いますが、京急電鉄との調整は今後行っていく予定はありますか。

(事務局) 今のところ予定はありません。利用内容に応じて柵の強度が足りないなどの場合は、適切な対策をしていただくことになります。

(西田会長) ご意見、ご質問が出そろいましたので、ここで、西区高島二丁目について、適地と利用計画の可否について確認をしていきます。いかかでしょうか。

(川島委員) 最適地とは申し上げられず、利用計画によっては適地となるかならないかというところですが、現在と比べて格段に交通量が増えるような利用であれば適地とは言えないと思います。また、車が線路に飛び出したら大事故になりますし、線路のカーブや傾斜も強いところですので、事故のないようにきちっと安全対策をする必要があると思います。

(杉田委員) 今のまま何も使われていない状況よりは、隣接者の方が借りたいのであれば、限定的な目的をもって貸す分には、川島委員が言うような条件を付けていただければ、適地と判定してもよいかと思います。

(今野委員) 踏切が狭く、その先が行き止まりになっていますので、一般の利用者が安全に利用できるように、標識等でわかるように案内してい

ただきたいと思います。

(西田会長) 再度、意見交換ができましたので集約しますと、駐車台数の説明から交通量が今後格段に増えない見通しであること、踏切等の周囲の状況に配慮すること、一般利用者や市民への安全対策を措置すること等を条件として、適地であるとしてよろしいでしょうか。

(各委員) はい。

(西田会長) 利用計画については、事務局は、各委員が示した条件にしっかり対応したものにしていただくこととし、隣接地権者を利用候補者として提案を受け付けることで、意見を集約してよろしいでしょうか。

(各委員) はい。

## 2 占用入札制度の導入に伴う高架下等利用計画検討会の事務について

(西田会長) 占用入札制度の導入に伴う高架下等利用計画検討会の事務について説明してください。

(事務局) **資料2の占用入札制度の導入に伴う高架下等利用計画検討会の事務について説明(道路局管理課)**

(西田会長) 事務局の説明に対してご質問やご意見はありませんか。

(杉田委員) 占用料の最低額の決め方については、現在貸しているものよりも高くなりますか、下がりますか。方針としてはどうなっていますか。

(事務局) 現在の定めている占用料を最低額として、条例改正に向けて検討しています。国から示された考え方に準じた形になっています。

(川島委員) 占用入札が適用される道路の範囲はどこになりますか。まだ、道路の供用が開始されていない建設予定地も対象になるのでしょうか。

(事務局) 本検討会で審査しているような道路法が適用されている道路区域については、道路予定区域を含めて占用入札制度の対象となります。

(今野委員) 地元の方や地元企業にとって有利、不利はあるのでしょうか。

(事務局) 入札占用指針で地域貢献を求められている場合には、地元企業が優先されることも考えられますが、駐車場利用など地域性を考慮しない場合には特に有利、不利はないと考えています。

(川島委員) 占用入札制度の価格で競わせるのか、総合評価方式にするかはどこで決定するのでしょうか。

(事務局) こちらで入札占用指針の案を作成しまして、検討会の委員の皆様にご意見を審議していただきたいと思います。

(西田会長) 全ての案件を審議するというのでしょうか。

(事務局) 占用入札制度を適用させたい案件については、その是非や入札占用指針等について審議していただきたいと思います。

(西田会長) 総合評価方式において検討会では何を審議していくのでしょうか。

(事務局) 事務局で案件ごとに評価項目等の評価基準の案を策定し、それを

	<p>基に検討会で審議していただきたいと考えています。</p> <p>(今野委員) 応募が多数になった場合、総合評価方式では金額で足切りして、一定金額以上の提案を審査対象にすることはあるのでしょうか。</p> <p>(事務局) 現段階では最低額以上の提案は、審議の対象と考えています。</p> <p><b>事務局から次回の日程等について説明</b></p>
<p>資 料</p> <p>その他</p>	<p>1 資料</p> <p>第16回横浜市道路高架下等利用計画検討会 議事次第 一式</p> <p>2 その他</p> <p>7月21日(火)第17回道路高架下等利用計画検討会を開催します。</p> <p>後日、各委員に提案書、審査基準表、採点シート等一式を送付し、採点を依頼します。</p>